

葛巻町関係人口創出支援宿泊費等助成事業実施要綱

令和 6 年葛巻町告示第 51 号

(目的)

第 1 条 葛巻町の関係人口創出拡大事業に取り組む者の活動を支援することを目的に、本町で滞在する際の宿泊に要した経費について、予算の範囲内でこの要綱に定めるところにより助成金を交付する。

(定義)

第 2 条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係人口 葛巻町への関心や愛着を持ち、地域や地域の人々と継続的に関わる人々のことであって、移住などの定住人口及び観光等の交流人口を含まないものをいう。
- (2) 関係人口創出拡大事業 関係人口に該当する者が、葛巻町の地域活性化、地域の魅力向上、情報発信及び地域理解のために実施する活動をいう。
- (3) 宿泊施設等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第 2 条第 1 項に規定する町内のホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊営業に係る施設をいう。
- (4) 情報発信 ソーシャルネットワーキングサービス等の情報発信媒体を活用し、関係人口創出拡大事業の様子や、町の魅力等を情報発信することをいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りではない。

- (1) 町外に住所を有する18歳以上の学生（高校生は除く。以下同じ。）若しくは社会人又は町外に住所を有する18歳以上の学生若しくは社会人が所属する者で構成するグループ（大学等を含む）であること。
- (2) 関係人口創出拡大事業の内容を実施期間内において、滞在する日数 1 日につき 2 回以上、自らが管理する情報発信媒体を活用し、情報発信する者。

(助成対象事業)

第 4 条 助成対象事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りではない。

- (1) 関係人口創出拡大事業を実施する目的のため、町に来町し活動すること。
- (2) 当該年度の 3 月 31 日までに関係人口創出・拡大事業が終了すること。
- (3) 関係人口創出拡大事業が宗教的、政治的活動又は営利を目的としたものでないこと。
- (4) この要綱に基づく助成金の交付以外に、国、県又は町から他の補助金等の交付を受けていないこと。

(助成対象経費及び助成金の額)

第 5 条 助成対象経費及び助成金の額は、別表 1 のとおりとする。

(提出書類及び提出期日)

第6条 規則及び本要綱により規定する提出書類、提出期日は、別表2のとおりとする。

(報告及び調査)

第7条 町長は、必要があると認めるときは、助成金の交付を決定した助成対象者から報告を求め、関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。